

最上町農業委員会第 30 回総会議事録

日 時 令和元年 11 月 25 日 (月) 午前 9 時 00 分～
場 所 最上町役場 3 階 大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤 一 男

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指定について
日程第 3 議案

1. 出席委員 (11 名)

1 番 庄司千賀夫 2 番 齊藤 則子 4 番 奥山定次郎
5 番 渡部 浩栄 6 番 高橋 光廣 7 番 五十嵐一春
9 番 渡邊 紀栄 10 番 小林 吉雄 11 番 二戸 孝一
12 番 後藤 一男

2. 欠席委員 (1 名)

3 番 中 畠 聡

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

今田 源光 伊藤 凡 齊藤 和広 大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃 庶務係長 後藤 卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和元年度最上町農業委員会第 30 回総会を開会いたします。本日は 3 番委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。それでは、8番委員、9番委員の両名をお願いいたします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理したものである。令和元年11月25日提出。
(報告第1号 朗読説明2件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。農地法第18条第6項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。令和元年11月25日提出
(議案第1号 朗読説明1件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。これについては調査員報告がございます。

7 番委員 : 場所は位置図で確認してください。申請地は譲受人が以前より耕作しており、周り等には問題ないと確認してきました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第 1 号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第 1 号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」農地法第 4 条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行令第 7 条第 2 項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。令和元年 11 月 25 日提出

(議案第 2 号 朗読説明 1 件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。2 件については調査員報告がございます。

11 番委員 : 場所は位置図で確認してください。現在、建っている車庫の一部が河川の改修工事による用地となるために、隣の部分の農地に建替えるということです。周囲の農地は申請人の農地で、影響はないと確認してきました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第 2 号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、議案第 2 号について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号については、原案のとおり承認されました。次に議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促

進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を決定しようとするものである。令和元年11月25日提出。
(議案第3号 朗読説明13件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。議案第3号については13件の案件がございますが、7番から10番は当事者がおりますので、4件を除いた案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。
(2番員挙手)

2番委員 : 6番についてですが、貸人が報告第1号の案件と名義が違うようですが、どういうことでしょうか。

事務局 : 賃貸借の契約した当時は、貸人の親名義になっており、法定相続人の代表者が契約しておりましたが、その後、貸人が相続しました。

議 長 : ほかにございませんか。
(11番員挙手)

11番委員 : 再設定の賃借料の対価についてですが、以前契約した対価と今回の対価の変動がわかるようにしていただきたいのですが。

事務局 : 賃借料については、当事者間双方で協議して決定していることです。今後は、資料として提出したいと思います。

議 長 : ほかにございませんか。
(2番員挙手)

2番委員 : 5番についてですが、現況は田となっておりますが、位置図を見る限り、畑のように見えるのですが、何を耕作するのでしょうか。

事務局 : 来年度よりニラを作付けする予定で、転作田となります。

議 長 : ほかにございませんか。ないようでしたら、議案第3号の4件を除いた案件につきまして採決をいたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の4件を除いた案件について

は、原案のとおり承認されました。続きまして7番から10番の案件ですが、会議規則第11条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第3号の7番から10番の案件について審議をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の7番から10番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の7番から10番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。
よって、令和元年度最上町農業委員会第30回総会を閉会いたします。